

エコアクション21認証・登録 「自治体イニシアティブ・プログラム」実 施 要 領

一般財団法人 持続性推進機構 (IPSuS)
エコアクション21 中央事務局

1. 趣旨・目的

近年、日本のみならず世界中で顕在化している気候変動による自然災害、資源の枯渇、病原体の拡散など、その環境・社会・経済的な損失は甚大なものである。こうした状況の中、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、新たな社会を構築することが人類にとって喫緊の課題となっている。

環境省のガイドラインに基づく、我が国における中小企業の環境経営促進方策であるエコアクション21 認証・登録制度の活用により、環境課題と社会課題の同時解決を目指し、これまでも、その普及推進に努めてきたところである。しかし、近年、社会課題が多様化する中、環境課題を起点としたあるべき社会を構築するためには、地域及び地域に存する中小事業者のエンパワメントが必要不可欠であり、それを加速するために、自治体のイニシアティブのもと、環境マネジメントシステムの構築により地域をけん引する取組を支援することを目的とし、「自治体イニシアティブ・プログラム (IP)」を実施するものである。

2. 自治体の募集について

(1) 応募要件

ア 脱炭素社会の構築を目指す自治体であって、域内の事業者が環境経営に取り組むことにより二酸化炭素排出量削減等につながる政策手段として、エコアクション21 認証・登録制度を活用しようとする自治体であること。

イ 申込時に、域内の3以上の事業者が本プログラムに参加し、エコアクション21に一斉に取り組むことが確保できること。3以上の事業者を確保するため、商工会議所等の関係団体及び隣接する自治体と協働することも可。

ウ 本プログラムは、エコアクション21 認証・登録を目指し、審査申込に向けた準備のためのプログラムであり、その意思のある事業者を対象とする。

エ 本プログラムは各地のエコアクション21 地域事務局のサポートによる実施となるため、応募に際しては、中央事務局または近接の地域事務局に相談の上、応募すること。

※地域事務局一覧：<https://ea21.jp/inquiry/contact/>

(2) 応募期間

応募受付は通年とする。

(3) 応募方法

応募にあたって、以下の書類をエコアクション21 中央事務局に電子メール (info@ea21.jp) にて提出する。

① 実施申込書 (様式1) 【押印いただかなくて結構です】

② 本プログラムへの参加の確保が見込まれる事業者のリスト (様式2)

※様式1：https://ea21.jp/files/jichitai-initiative/IP_form1.docx

※様式2：https://ea21.jp/files/jichitai-initiative/IP_form2.xlsx

(4)参加費

事業者の本プログラムへの参加費は無料。

※なお、認証・登録に係る審査費用及び認証・登録料は別途事業者が負担。

3. 実施方法及び認証・登録までのスケジュール等

(1)事業者向け説明会の開催

近接の地域事務局と協働し、エコアクション21の認証取得を希望する事業者を広く募り、本プログラムの事業者向け説明会を開催する。

(2)参加事業者の確定及び実施申込

説明会の開催等により本プログラムに参加する3以上の事業者を確保後に、参加事業者リスト(様式2)を添えて、実施申込書(様式1)を中央事務局へ電子メールにて提出する。

(3)勉強会の開催

①集合形式の勉強会の開催

近接の地域事務局と協働し、エコアクション21登録審査員を講師として、集合形式の勉強会を5回程度実施する。なお、講師費用(謝金、旅費、資料代)は、エコアクション21中央事務局が負担する。

②「環境経営レポート」の作成

参加事業者は、勉強会を通じたアドバイス及び支援のもと、環境マネジメントシステムを構築・運用し、自らが定めた環境活動計画等に基づき3ヶ月以上取り組んでいただき、その取組に関する評価及び見直しを行い、結果を取りまとめた「環境経営レポート」を作成する。

(4)エコアクション21登録審査の申込み及び受審

参加事業者は、「環境経営レポート」を作成した後、担当地域事務局へ認証・登録のための審査申込を行い、担当地域事務局が選任した担当審査員による登録審査を受ける。

(5)エコアクション21認証・登録

登録審査後に、判定委員会で判定を行い認証・登録の可否を決定する。

【連絡先】

エコアクション21中央事務局 IP担当

電話：03-6380-3127 FAX：03-6380-3128

Email：info@ea21.jp